文章研究の意義と方法

佐藤喜代治

ここに文章といふのは、文法上の文を單位として構成される、言語の具體的表現をさしていふのである。この、文章を研究することがどんな意義を持ってゐるか、またどんな方法で研究すればよいかといふことについて暫く考へてみたいと思ふ。ここで意義といふ時、それは主として國語學といふ學問の中でどんな意義を持つかといふことである。もし國語學以外の學問や實際問題に對してどんな意義を持つかといふことになると、それは單に文章研究ばかりでなく、國語學そのものが一體どんな意義を持つかといふことも論じなければならなくなる。ここでは國語の研究を進めるに當って、また國語學の發展をはかるために、文章研究がどんな意義を持つかについて考へてみようと思ふのである。この問題については、先に「國語學」第十八輯において一度述べたことがあるが、今回はこれをもっと事實に卽して考へてみようと思ふ。

「枕草子」の「わろきものは、ことばの文字あやしくつかひたるこそあれ」といふところに、

> 難義の事をいひて、「其事させんとす」「といはん」といふを、と文字をうしなひて、ただ「いはんずる」「里へ出んずる」などいへばやがていと惡し。まして文を書きてはいふべきにもあらず。（泰曙抄卷十一）

とある。この「んず(る)」といふ語を「枕草子」ではどんな風に用ゐてゐるかを見ると、「虫は」といふ處に、

> 「今秋風吹かむ折にぞ來むずる。待てよ。」といひて逃げていにけるも知らず。（泰曙抄卷三）

又、「五月の御精進のほど」といふ處に、

> 「いかで歸らんずらん。こなたざまは、ただおくれじと思ひつるに、人目も知らず走られつるを、あういかんこそいとすさまじけれ」

とのたまへば、（春曙抄巻五）

といふ例がある。どちらも話ことばに用ゐた場合で、特にくだけたいひ方の時に用ゐてゐるやうに思はれる。もっと古い例では、「竹取物語」に、

いづちもいづちも足の向きたらむ方へいなむず、かかるすき事をし給ふことと、そしりあへり。

この月の望にかのもとの國より迎へに人々まうで來むず。

いますかりつる志どもを思ひも知らで、まかりなむずることの口惜しう侍りけり。

さる所へまからむずるもいみじくも侍らず、老い衰へ給へるさまを見奉らざらむこそ戀しからめ。

かくやひめこたへていはく、もはらさやうの宮仕へつかうまつらじと思ふを、しひてつかうまつらせ給はば、きえうせなむず。

とある。また「土佐日記」に、

まからずとて立ちぬる人をまちてよまんとて、

とあるのも同じ例と思はれる。「竹取」の場合も、土佐の場合も、等しく話ことばに用ゐられた場合である。この時代の假名文全體について詳しく調べる餘裕を持たないが、この語法が話ことばに限って行はれた、少くとも話ことばに用ゐる方が優勢であったといふことだけは事實のやうに思はれる。「枕草子」に「文を書きてはいふべきにもあらず」といってゐるのは、文に書く場合があることを豫想してゐるやうにも見える。實際には、この語法が俗にくだけた場合にだけ用ゐるいひ方であるために、話ことば以外では用ゐることを避けたのだという風に考へられる。この語法は鎌倉時代に入っても同樣であったやうで、山田孝雄先生の「平家物語の語法」に數多くの例があげてあるが、それらの例は悉く話ことばか、それに準ずる場合だけである。これも、この語法が口語的なものであったことを裏づける事實と思はれる。

このやうに、同じ假名文の中でも、話ことばと、それ以外の場合とでは、言語が必ずしも同じではなかったといふことが出來る。もっとも、心の中に思ふことを述べる時のことばは會話體であり、手紙のことばなども會話體に近いものであ

るから、假名文の言語は口語と文語といふよりも、口語體と文語體とに分れるといった方が眞實に近いと思ふ。この、口語體と文語體との區別は、先に述べた「むず」といふ語法に限らず、幾つかの點で認められるものである。著しい例をあげれば、平安時代には終助詞の「な」が奈良時代の「も」に代って文の終止にしばしば用ゐられたが、散文では話ことばの中に用ゐられ、いはゆる地の文には殆ど用ゐられない。その外、この語は和歌にも用ゐられ、例へば、

花の色はうつりにけりないたづらにわが身世にふるながめせしまに（古今集、春、下）
おちたぎつ瀧のみなかみ年つもり老いにけらしな黑きすぢなし（古今集、雜、上）
猿澤の池もつらしなわぎも子が玉藻かづかば水ぞひなまし（大和物語）

といふやうな場合が少くない。しかし、和歌の場合は今あげた例に見られるやうに、形容詞終止形、助動詞「じ」「らし」「けり」などにつくことが多く、すでに用法が習慣的なものに限られてゐたと思はれる。從ってこの「な」といふ終助詞は口語的なものであったと考へられる。これと同樣の事實は間投助詞の「を」などにも認められるが、その詳細について述べることを今は省略する。

平安時代の假名文は大體において當時の話ことばに近かったと思はれるが、それでも若干の點において相違があったことは、前に述べた事實によっても明らかであらう。又同じく假名文といっても、和歌のことばが一般の散文と違ふことは古く本居宣長の「玉あられ」などで論じられてゐることである。語法の上でも、古代の和歌には、例外の場合でもなければ、音便の形を用ゐないといふことも顯著な事實である。和歌では「みやび」を重んずるといふことが、傳統的な表現に從ふことによって實現されたものと思ふ。例へば助動詞の「らし」が一般の談話や文語には殆ど用ゐられず、主として和歌に用ゐられることも同樣の傾向を示すものである。藤原公任の「新撰髓腦」に

かもらしなどのふるきことばなどは、つねに讀まじ。ふるく人のよめる詞をふしにしたるわろし。

とあるによれば、「らし」が話ことばから遠のいたのはかなり早い時代であったと思はれる。この語が「古今集」の序文

に用ゐられ、

千草ぶる神代には、歌の文字も定まらず、すなほにして、ことの心分きがたかりけらし。

とあるが、これも和歌におけると同様の理由で用ゐられたものであらう。和歌の序文が一般の談話とかなり違ったものであったことは、この點にも認められる。一般に歌集の序文が一種獨特の文體を持ってゐることは、紳原芳野の「文藝類纂」の中でもこれを一種の文體として區別してをり、既に知られてゐる事實である。この「らし」についていへば、「後拾遺集」の序文にも、

身は隱れぬれど、名は朽ちせぬものなれば、古も今も、精ある心ばせを行く末にも傳へむことを思ひて撰べるならし。

又「千載集」に、

その外今の世までに歌を取り撰べるならし。家々の言の葉、浦々の藻屑草、かき集めたてまつるべき詔をも承れるならし。

「新古今集」に、

かくの如き知らぬ昔の人の心をもあらはし、行きて見ぬ境のほかのことをも知るは、ただこの道ならし。

とあって、「ならし」といふ形が歌集の序文では殆ど常套的な文句になってゐる觀がある。しかも「らし」本來の意味は失はれて、ただ「なり」と言っていい所を、ぼかして言ってゐるに過ぎない。文語と口語とは最初から幾らかの距離を保ってゐたと考へられるが、後の時代の文章がこの文語の形式を模倣踏襲してゆくと、そこに擬古文といふべきものが生れる。しかも模倣は必ずしも完全には行はれないので、おのづから破格の現象が現れる。傳統を重んずる文章ではそれが著しくないが、くだけた表現にはしばしばその例が見られる。例へば「今昔物語」巻二十五に、

汝ヂ我ガ相傳ノ從也。而ルニ年來我ヲ蔑ニシ朝威ヲ輕メリ。

同じく巻一に、

大臣公卿及ビ百官皆様々ニ仕ヘリ。

延慶本「平家物語」巻五本に、

今の佐々木殿が芳恩こそ謝しがたくは覚れとて、はるびをといてそしめりける。

「古今著聞集」巻二に、

春日大明神御託宣有けるは、我佛法を守護せんがために此國に跡を垂れり。上人我を捨てていづくへかゆかんとするとの給ひてければ、

といふやうに、普通に完了の助動詞「り」といはれるものが下二段活用の動詞についた場合がある。もともとこの「り」は動詞の連用形に「あり」が加はった形で、「あり」と同じく活用し、古くはかなり自由に用ゐられたのであらうが、平安時代に入ってその用法があまり自由でなくなり、院政時代から鎌倉時代にかけてその用法が次第に狭くなったやうである。「平家物語の語法」によると、延慶本「平家物語」には、その未然形、已然形、命令形の用例が見えないといふことである。連用形も平安時代からおもに助動詞に續く場合に限って用ゐられてゐる。かうして普通に用ゐられるのは終止形と連體形とだけになり、同時に「あり」と結びついた形であることも忘れられて來たものであろう。このやうな事實が、この「り」といふ形を一つの助動詞であると、後の時代の文法家が斷定するに至った大きな原因をなしたと考へられる。

いづれにせよ、このやうな事實は、この「り」が時と共に話ことばから遠ざかって行ったことを示すもので、終止形や連體形が用ゐられる場合も、それは古文を模倣した場合であって、實際の話ことばからは遠いものであり、從って古文を模倣する場合に、いはゆる誤れる類推として破格の現象が生じたものと思はれる。從って又この破格は口語がたまたま文語の中にまじったものといふよりは、むしろ人工的な文語と見るべきものである。ここに擬古文の性格が現れてゐるのである。ちなみに「用ゐる」といふ上一段活用の動詞が中世において上二段活用のやうに使はれてゐる例を見るが、これも同様の現象で、話ことばでは二段活用が一段化する一般的傾向の中にあって、書きことばでは二段活用を維持してゐたた

めに、本來一段活用であったものをも二段化させるといふことが起ったものと思はれる。

時代が推移するに應じて言語に變化が生ずることはいふまでもないが、同じ時代、同じ土地であっても、たとへば假名文といふ同種の文章の中でも、話ことばと書きことば、散文と韻文、俗文と雅文といふやうな相違があり、その相違に應じて語彙・語法に相違が見られることは、前にあげたわづかな例でも容易に斷定し得ることである。從って同じ平安時代の文法といっても、その文法の通用する範圍はおのづから限られている。最近、漢文訓讀の研究が盛んに行はれて、漢文訓讀に用ゐられる語彙・語法が一般の假名文と相違することが明らかにされて來たが、これも上述のことを一層有力に證明するものである。勿論同じ日本語であり、同じ時代の言語である以上、共通する面が多いことは當然であるが、仔細に觀察してゆけば、その間にもおのづから相違があるので、その相違を綿密に考察することによって、その言語と、その言語を用ゐた社會との連關も明らかになり、その社會ではどんな言語生活が行はれたかといふことも明らかになって來ると思ふ。

近代の言語學では、他の科學と同じく、普遍的な法則を追求することに努力が傾けられ、それだけ大きな成果をあげて來た。文法の研究もまたこの普遍的な法則の確立を目ざして來た。その努力は今後も續けられるべきである。と同時に、言語表現の性質によって異なる法則が支配してゐるといふ事實も見逃がすことは出來ない。言語における普遍的なものばかりでなく、特殊な、個性的な面をも尋ね求めてゆく熱意が、言語の眞實の姿を捕へるにはどうしても必要であると思ふ。そこに言語表現の性格を考究する文章論の分野が開かれる意味がある。言語の時代的な相違についてはかなり廣く理解されて來たやうに思ふが、それでも一般には文語、口語といふやうな名稱で古語と現代語とを區別する習慣がまだ根強く殘ってゐる。その上、文語にも口語にも一通りしか文法が無いと思ってゐるために、中世以後の破格や例外の處置に窮してゐる例が少くない。言語の時代的變化に對する認識を徹底させる必要があると同時に、今まで述べて來たやうな意味

での文章論的相違について、理論的にも實際的にも理解を深めてゆく必要があると思はれる。

在來も色々な場合に文章の研究が行はれて來た。また種々の業績が現れてゐることも事實である。ただそれらの研究がまだ體系的に組織立てられてゐないといふ所に問題が殘ってゐるのではないかと思ふ。體系的な研究を進めるに當って、先づ事實をどのやうな方法で體系づけてゆくかといふことが問題になる。この研究の方法については十分自信をもって述べることが出來ないが、ここでは具體的な事實についてこの問題を考へてみようと思ふ。

昔から行はれて來た書きことばは、文字による書き表はし方の上から大きく分けて三種もしくは四種とすることが出來る。第一は漢字の文章で、漢文の外に、漢字だけで書き表はしながら純粹の漢文でないものがある。これを記錄體と名づける。第二は漢字假名併用の文章であり、第三は假名文である。假名文といっても、全く假名だけを用ゐることは稀で、假名を主として用ゐるといふ意味である。これら諸種の文章の中で、ここで採り上げて問題にしようとするのは漢字假名併用の文章、その中で假名交り文といはれるものである。この假名交り文が歷史の上で著しく現れて來たのは院政時代である。平安時代中期以前にすでに假名交り文が現れてゐることは春日政治博士などによって指摘されてゐる。「東大寺諷誦文稿」などにもかなり豐富な實例を見ることが出來る。しかし、この場合もやはり草稿であって、始めから意圖して書かれたものといふことが出來ない。この時代に現れたものに「三寶繪」がある。その原形がどんなものであったかについては色々問題があると思ふが、東寺觀智院所藏の假名交り文のものは、その言語から見て、院政時代に書かれたもののやうに考へられる。從って假名交り文が歷史的に見て大きな流れをなすに至ったのはやはり院政時代と見るべきであって「今昔物語」はその最高峯をなすものである。その外、「打聞集」や、法隆寺所藏の「法華修法一百座聞書抄」などはその時代のおもかげを止めるものとして貴重な資料である。これらの假名交り文が假名文の要素を採り入れて、軍記物語などに見られる和漢混淆文として發達してゆくが、それらにも假名交り文の色彩が濃厚に認められるので、それらをも併せて考察する必

要がある。假名交り文は、もともと漢文を訓讀したものに基づき、それを書き下した性質のものであるから、漢文訓讀の場合と、多くの點で共通してゐる。その特徴を簡單に述べれば、文字の書き表はし方から見れば、漢字を大きく假名を小さく書く、いはゆる宣命書になってゐることである。これは古代における宣命の書き方が變化したといふよりも、直接には漢文の訓點から出發してゐるので、起源を同じくする宣命の書き方と同じ體裁になったものと見る方が妥當であらう。又假名交り文に用ゐる假名は、本來片假名であって、後に假名文と合流するに至って、草假名でも書き表はされるに至ったと考へられるが、これは、この種の文章が漢文訓讀から出發したこと考へれば、容易に理解し得ることである。文字の用法としては、漢字を本位とし假名を從屬的なものとしてゐることは、この種の文章の基本的な性格であって、假名が漢字を讀むための補助的手段であることは漢文訓讀の場合と變りが無い。從って「法華修法一百座聞書抄」には「汝チ」「數ス」「年シ」のやうな送り假名の例が見られ、送り假名が本來振り假名の一部であったことを思はせるのである。一方、「悉多太子」を「七太々子」「殿下」を「天下」と書いた例があり、「打聞集」にも「泰ノ始皇」を「普ノ史弘」「空也」を「公野」と書いた例があって、しばしば當て字を用ゐることは、この種の文章が一面では純正な漢文と違って俗化してゐることを示してゐる。次に言語の上の特徴について見ると、この點でも漢文訓讀の影響を受けることが多く、語彙の上では漢語が多く用ゐられ、やまとことばでも漢文訓讀に特有の語が見られ、又語法の上では漢文訓讀特有の語法が多く用ゐられてゐる。音便現象についても、撥音便や促音便がしばしば見られることは平安時代の假名文と違った現象である。撥音や促音の發生については異論もあるが、それが多く用ゐられるに至ったのは、やはり漢文訓讀の勢力によるものと考へざるを得ない。このやうに假名交り文は語彙・語法の點で平安時代の假名文とは趣を異にするのであるが、それは平安時代の言語が變化して院政時代の假名交り文に見られる言語となったのではなく、言語そのものに大きな相違があると見るべきである。

假名交り文が漢文訓讀から出發してゐることは今まで述べた通りであり、原則的に見てそれは正しいと思ふ。しかしあくまでも漢字漢文を本位としながら、一方で假名を加へた文章を書くといふことは、すでに漢文から逸脫していはば俗化して口語に近づいたことを示すものである。それは簡便にして實用的といふ要請から必然的に生れた文體であったからである。その點では同じく漢文から逸脫した記錄體の文章と共通してゐる。從って假名交り文と記錄體との交涉は密接なものがあり、假名交り文が漢文訓讀から出發してゐるといっても、實際には記錄體の文章に負ふ所が少くないものと考へられる。語彙について見ても、記錄體の文章も假名交り文も、漢語を多く用ゐながら、その本來の語義では用ゐなかったり又もともと國語であるものを漢語のやうに表はしてゐることが少くなく、本來の漢語か、和製の漢語か、見分けのつかない場合がある。それらの例は相當に多數に上るが、その中二三の例について述べれば、今常に用ゐる「窮屈」といふ語がある。これは「呂民春秋」に、

憚二耕稼採薪之勞一不レ肯レ官二人事一而祈二美衣侈食之樂一。智巧窮屈無二以爲一之。（第十、孟冬紀）

とあるが、これは文字通りの意味に用ゐたものであらう。わが國では「文德實錄」卷第七、齊衡二年正月二十七日の勅に

事須下不レ論二民作一。務加二優恤一。開以二恩惠一。慰中其窮屈上。

とある。朝日新聞社の「六國史」ではこの「屈」を「窘」に改め、「原本窮に作る。諸本に據て改む」と頭註を加へてゐる。三卷本「色葉字類抄」にはこの語を下賤部貧賤分の中に收めてゐるので、「文德實錄」のやうな場合に「窮屈」といふことが決して誤った用ゐ方ではなかったと考へられる。ところが、「明月記」には、

次御退出。自二門邊一逐電歸二冷泉一。依二窮屈無一術也。扶二灸治一出仕。常在二閑所一見落事多。（建仁三年二月十三日）

十八日。天晴。依二窮屈一不二出仕一。（建仁三年二月）

のやうな例がしばしば見られ、「吾妻鏡」にも、

御祈禱事。被仰付大納言法印（隆弁）。日來依武州祈禱事。甚窮屈。剩及發病之由。頻雖辭申。仰及再三。令領狀。即參籠御所中（元三年八月十八日）

といふ例があり、また「古事談」にも、

南京永超僧都ハ無魚肉之限者。時非時モ都不食之人也。公請勤テ在京之時。久不魚食。窮屈シテ下向之間。於北六堂邊一晝破子之時。弟子一人近邊ノ在家ニテ魚味ヲ乞テ令勸之云云。

といふ例がある。これらはいづれも身體の苦しいことにいってゐるので、漢文の場合に比べると、意味が變って來てゐることが知られる。現在用ゐてゐる「窮屈」の意味はそれが更に轉じたもので、「日葡辭書」はこの語をあげ、「キノツマルコト」あるいは「タイクツ」といってゐるが、これはすでに現代の意味に近づいたものと見られる。中世における漢語の意味變化は、漢語が國民の間で長く用ゐられる間に自然に生じたものとも見られるが、その變化の生じた環境が漢文から離れて俗化した記錄體の文章並びに假名交り文であったことは注意すべき事實である。他の例をあげると、延慶本「平家物語」第二末に、

人は憶持あるこそよけれ、法師とても敵にてあらむは可レ雖カル歟、人に頸ばし切られうとて、不覺の人哉と云ければ、

とある。「吾妻鏡」にも、

二十九日甲申。被レ遣二御使（雜色）於奥州一。是山賊雖レ融二所領內一。御家人等爲レ立二一身之勳功一。以二無勢一。於二所々一無二左右一企合戰一。不レ可レ失二其利一。假令相二待客人一。不レ可レ似下儲二駄餌於所領一之儀上。令二發遣一之士。令二在國一之輩。各々無二偏執一令二同心一。相二逢干一所一。疑二與議一可レ遂二合戰一之旨。以二御書一。今日所レ被レ觸二仰御家人等之中一也。維平所爲。雖レ似レ可二賞翫一。請二大敵一之日。聊無二憶持一歟之由。有二沙汰一。及二此御書一云云。（建久元年正月）

といふ例があって、この場合の「憶持」も同じ意味と思はれ、どちらの場合も、思慮があって、向ふ見ずでない態度を表はしたものと考へられる。また「義經記」に、

抑も此たび衆徒の軍を見候ふに、まことは臆地もなく仕なされて候ふ物かな。源氏を小勢なればとて、あざむきて仕損ぜられ候ふか

や。（忠信吉野山合戦の事）

とあるが、この「臆地」も同じ語であらうと思ふ。「大言海」では「ち」の音を清音とし、「無奥口」の字をあて、「イガヒヒモナシ。イフカヒモナシ」と説明してゐるが、それは恐らく當らないであらう。この「憶持」はもともとどんな語かと考へて見ると、三卷本「色葉字類抄」にはこの語を「憶病」と「憶念」との間にあげてゐるが、それだけでは正體が明らかでない。織田得能氏の「佛教大辭典」によると、「記憶の受持して忘失せざること」と説明し、「觀無量壽經」の用例をあげてゐるが、その文は、

吾當爲汝分別解說除苦惱法。汝等憶持。廣爲大衆分別解說。

といふのである。恐らくこの語の意味を轉じて用ゐたものと思はれる。胸の中にじっと收めて、輕はずみしないことが「憶持」であるが、それが一方から見れば、憶病にも思はれることであるために、むしろいい意味で用ゐた「憶持」といふ語は忘れ去られたものであらう。この場合にも記錄體または假名交り文で漢語を本來の語義とは違った意味に用ゐてゐる事實を見るのである。このやうな事例は數多く見られるので、純粹な漢文と違った用ゐ方をしてゐる所に假名交り文の大きな特徵が見られる。なほ假名交り文では漢文を本位とする建て前から、漢語の中でも雅語といふべきもの、文學的な漢語を多く用ゐてゐる半面において、俗語といふべきもの、文書や記錄など、實用的な文章において普通に用ゐたと見られる漢語が少くない。その一例をあげると、「平家物語」に、

今度山門の御訴訟、理運の條勿論に候。御成敗遲々こそよそにても遺恨に覺え候へ。（卷一、御輿振）

とあるが、この中の「理運」は理にかなってゐる、當然だといふ意味である。この語が中世には實用的なことばとして用ゐられたらしく、「吾妻鏡」などにも、

此事雖爲密儀。姫公已令漏聞之給。愁歎之餘令斷玉體水給。可謂理運。（元暦元年四月二十六日）

のやうな例が幾つか見られる。この「理運」といふ語は、「佩文韻府」によれば、任昉追封長沙王詔に、

理運維新。賢戚並建。

とあるのを見ると、「理と運と、共に」といふ意味であったやうに考へられるが、「平家物語」に、

申し候はんや、家嫡といひ、位階といひ、理運左右に及ばぬことを引き違へさせ給ふは本意なき御計とこそ存候へ。（巻三、法印問答）

又「十訓抄」にも、

良久しくありて面謁し給ふ時、朝成大納言に成べき理運を申されけるに、（巻九）

といふ例があって、當然出會ふべき運といふ意味で使はれてゐるやうである。これが更に轉じて、前に述べたやうな、理の當然といふ意味となったものと思はれる。この語が理の當然といふ意味で、實用的なことばとして用ゐられてゐる中にまた意味變化が生じて、當然の理といふ意味から、當然であるやうな態度、平氣な態度を表はすやうになった。壽岳章子氏の示された所によれば、「三百集抄」に、

階下ヨリ馬ヨリヲリテ案内ナシニ打入テ亭主ノ居ル床へ上リテ坐シタソ

とある由であるが、これはその例といふことが出來る。降って近松の「心中天の網島」に、

とつ様、身にあやまりあればこそだん〳〵のわびごと、あんまりうん過ぎました。治兵衛殿こそ他人なれ、子供は孫、かはゆうはござらぬか、わしやさり狀はうけ取らぬと、夫に抱きつき聲をあげ泣き叫ぶこそ道理なれ。

といふことばがある。これも平氣とか、更に冷淡無情とかの意味に解すべきであらう。なほ「利運」といふ語もあって、「日葡辭書」「吉利支丹教義」などに、「利運を開く」「利運を得る」といふ例が見える。この語も、あるいは當然出會ふべき運といふ意味での「理運」から轉じて行ったのではないかといふやうにも思はれるが、それらの交涉をつまびらかにすることは後日に讓りたい。

次に、假名交り文が漢字ばかりでなく、假名を交へて書いてゐることは、漢文から離れて國語に近づいたことを示すも

のであるが、漢字は漢語と結びつき易く、假名は國語と結びつき易いといふやうに、文字と言語と間に必然的な關係が認められることも注意すべき事實である。更に假名文の場合は、その假名が國語の中でも雅語に結びつき易いに反して、假名交り文では、むしろ俗語に結びつき易い。仮名交り文は漢文を書く必要のない、内輪の場合に、また漢文が讀めない者のために平易を旨として書いたものであるから、自然俗語も入り易かったのであらう。「今昔物語」に、

此ノ女何ヲガナ形見ニ嫗ニ取セムト思ヒ廻スニ、（巻十六）
女此ハ何カニ爲ル事ヤラムト心モ不ド得ドモ（巻二十九）

のやうな例があるが、これはその時代の俗語のままに記したものであらうと思はれる。同じく「今昔物語」に、

聞ケバ彼ノ趙ノ主簿□□シ睦兄ト同學テ有シ人也。（巻九）

といふ例があり、この「て」は「にて」が約まった、格助詞の「で」であらうといふことを、かつて山田孝雄先生が言はれたことがある。これと同じ例と思はれるものが「打聞集」の中にも見出される。

一人テ書カハ書モヤタカフトテ三人シテ書（實志和尚事）
其ニ錢ニ龜ウリツル人ハフ員ニ河中テ船ウチ返テ死トナム談ケルヲ聞テ（錢龜買人事）
童テ長大マテ冠ヲモセテ御ケルガ夜這ヲナムイミシキ好色テシ給ケル（尊勝陀羅尼事）
賢左臂テ右候マシカハイカニシ侍マシナト語（公野聖事）

これらの「テ」はその上に「ニ」を補って讀むやうにも思はれるが、あるいは「で」といふ格助詞ではないかとも考へられる。もしさう考へることが許されるならば、これも俗語を用ゐた一例である。（註）

以上、假名交り文の特徴について考へてみたのであるが、その特徴は大きく分ければ、文字及び表記法におけるものと言語自身におけるものとの二つになる。又、言語の内部では、語彙と語法とが文章の性格を形づくる大きな要素であることが知られる。以上の事實に基づいて考へれば、文章の性格を決定するものは、要するに、その文章を構成する文字、語

彙、語法における特色であることがわかる。すなはち文章といふ全體の性格を形成するものは、この全體を構成する種々の成分に外ならないので、それらの成分がそれぞれどんな特色を持ってゐるか、またそれらが相互にどのやうな連關を示してゐるかといふことを研究しなければならない。このことは、個々の語彙や語法についても、それらが用ゐられる背景としての文章全體を考慮しなければならぬといふ、始めに述べた事實と相應ずるものである。

ここでは專ら書きことばについて述べたのであるが、文章論の研究は話ことばについても同樣に行はれるべきものと思ふ。その場合文字は勿論文章の性格を決定する要素にはならないが、その代りに音韻がどの程度のはたらきをなすかが問題である。音韻は言語の個性的な面よりも普遍的な面を多く持ってゐると考へられるので、重要な要素をなすか否かは疑はしい。しかし、丁寧な發音とか、ぞんざいな發音とか、音韻にも多少樣式的な相違があり、それが音韻變化の契機としても見逃せないやうに思ふ。これらの點については、又改めて考へなければならない。

（註）この問題については、すでに岐阜大學學藝學部研究報告第二號（昭和二十九年三月）に收められた山田巖氏の「院政時代の語法」に同樣のことが述べてあることを福島邦道氏の御教示によって知った。參照せられることを望む。

（附記）本稿は昭和三十年十一月二十日國語學會における講演の草案に訂正を加へたものである。

——東北大學教授——